

## 1 コロケーションのルール改善に向けた勧告（平成14年2月26日電委第32号）

### （1）経過

平成14年	
2月14日	平成14年（争）第1号事件解決。
26日	委員会から、総務大臣に勧告（電委第32号）。(⇒(2))
3月25日	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から、接続約款の変更認可の申請。(⇒(3))
5月23日	総務大臣が、接続約款の変更を認可。

### （2）勧告

総務大臣あて平成14年2月26日電委第32号

#### 勧告書

電気通信事業法第88条の20第1項に基づき、平成14年2月1日（争）第1号事件の解決に関連し下記の措置が講じられるよう総務省において配慮されることを勧告する。

#### 記

第一種指定電気通信設備との円滑な接続のために必要な通信用建物の利用（所謂コロケーション）について、現状では接続事業者からの利用請求の先後のみが優先度として考慮されていることを改め、請求の先後に加え、サービス利用申込者への対応の必要等からみた利用の緊急性も優先度として考慮される等の工夫を加え、電気通信事業法の予定する公益性に一層即した方法により希少資源の配分が行われるよう、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者において措置を講じること。

### （3）接続約款変更の概要

- ① スペース、MDF及び電力について、管理基準値を設定。
- ② 当該基準値を下回ったビルにおいて、これら希少資源の配分の上限を設定した上で、当該ビルにおける申込みに対し、利用率等を考慮して割当て。